平成２６年（フ）第５８号
大阪府松原市立部５丁目８―31、開始決定時の住所堺市北区中村町450番地　医療法人以和貴会金岡中央病院内
破産者　ＴＩネットワークこと　伊藤　正己
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
大阪府羽曳野市桃山台２丁目２番19号
破産者　加来　英昭
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
堺市東区北野田131番地11ＦＡＭＩＬＬむらき205号、前住所堺市美原区さつき野東２丁目４番地４
破産者　矢追　義信
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
熊本市東区小峯３丁目５番73号　蘇望フォレストＣ棟202
破産者　廣瀬　　仁
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５０１号
鹿児島県鹿児島市平川町415番地
破産者　古川佳百合
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６号
鹿児島県枕崎市恵比須町192番地、住民票上の住所鹿児島県枕崎市中町72番地
破産者　神山　悟郎
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第８７号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8608番地２　湯之尻団地３―201、前住所鹿児島県曽於市末吉町南之郷275番地２
破産者　鈴木映一郎
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目10番37号　メディオ・ユー102号
破産者　田中　　薫
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６号
岩手県花巻市桜町２丁目58番地６、旧住所岩手県花巻市桜台１丁目９番13号　グリーンハイツ７号
破産者　山田かね子
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２０９号
滋賀県草津市橋岡町34―１　106号、前住所滋賀県草津市野路１丁目７番21号　リベリー南草津1418号、住民票上の住所大阪府門真市大池町14番37―602号
破産者　ヤマヒロ建設こと　山下　博行
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
大阪府大阪市鶴見区今津中５丁目２番19号
破産者　堂野　光生
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３８号
京都市北区大北山原谷乾町218番地１
破産者　野村　耕三
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目11番６―202号
破産者　野宇　實夫
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８８号
兵庫県西宮市西平町８番10号101号
破産者　赤澤孝次郎
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９９号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２―８―２後野新町文化203、住民票上の住所兵庫県尼崎市築地３丁目４番８号
破産者　宇治原博志
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９号
香川県さぬき市大川町富田西2892番地11
破産者　串田　貴浩
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０号
香川県さぬき市大川町富田西2892番地11
破産者　串田　真実
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第５２４０号
東京都世田谷区梅丘２丁目32―２
破産者　座間　良子（旧姓名取）
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部